

○厚生委員会

・内閣提出法律案（一件）

（衆）は提出時の先議院

123 国会 84	番号	件名		先議院	衆	提出日	参議院	衆議院	備考
		廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案				四、 六、一六	四、 一三、 一	四、 一三、 八	
							四、 一三、 一〇	四、 一三、 一	
							四、 一〇、 三〇	四、 一三、 一	
							四、 一三、 一	四、 一三、 一	

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案  
(第百二十三回国会閣法第八四号)

要旨

本法律案は、有害か否かを問わず廃棄物の輸出入に関するルールを確立することが緊急の課題となっている現状にかんがみ、我が国において適正に処理できない廃棄物の輸入を抑制し、国内において生じた廃棄物のうち国内において適正に処理できる廃棄物の輸出を規制するため、廃棄物の輸入の許可制度及び廃棄物の輸出の確認制度を設ける等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、国内処理の原則等

- 1 国内において生じた廃棄物は、なるべく国内において適正に処理されなければならないものとする。
- 2 国外において生じた廃棄物は、その輸入により国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないように、その輸入が抑制されなければならないものとする。

二、廃棄物の輸入の許可

- 1 廃棄物を輸入しようとする者は、厚生大臣の許可を受けなければならないものとする。

許可の要件は次のとおりとし、許可には生活環境の保全上

必要な条件を付することができるものとする。

- ① 国内における処理等に関する設備及び技術に照らし、国内において適正に処理されると認められること

- ② 申請者が産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物処分業者等であること

- 2 輸入された廃棄物は産業廃棄物とし、廃棄物を輸入する者は輸入した廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないこととする。

三、廃棄物の輸出の確認

- 1 廃棄物を輸出しようとする者は、その廃棄物の輸出が次の要件に該当することについて、厚生大臣の確認を受けなければならないものとする。

- ① 国内における処理に関する設備及び技術に照らし、国内で適正に処理されることが困難であると認められること、又はその輸出がリサイクル目的等であって、国内における廃棄物の適正な処理に支障を及ぼさないものとして厚生省令で定める基準に適合すること

- ② 国内の処理基準を下回らない方法により処理されること  
が確実であると認められること

- ③ 申請者が一般廃棄物にあっては市町村その他厚生省令で定める者、産業廃棄物にあっては自ら産業廃棄物を輸出す

る事業者その他厚生省令で定める者であること

#### 四、その他

1 報告の徴収、立入検査、改善命令、措置命令、手数料、その他所要の規定の整備を行う。

2 罰則の規定の整備を行う。

#### 五、施行期日

施行期日は、公布の日から起算して1年以内で政令で定める日とする（「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」の施行期日と合わせる予定）。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

廃棄物の輸出入については、従来、これを規制する法律の規定がなく、廃棄物の国内における適正処理の観点から、有害か否かを問わず、廃棄物の輸出入に関するルールを確立することが緊急の課題となっております。

本法律案は、かかる現状にかんがみ、我が国において適正に処理できない廃棄物の輸入を抑制し、国内において生じた廃棄物のうち国内において適正に処理できる廃棄物の輸出を規制するため、廃棄物の輸入の許可制度及び廃棄物の輸出の確認制度を設け

る等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約への対応のあり方、同条約との整合性、国内における有害廃棄物等の規制・管理の強化、廃棄物の輸入の許可及び輸出の確認制度の適切な運用等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対して、附帯決議が付されております。  
以上、御報告申し上げます。